令和5年度 第1回四街道市指定管理者選定評価委員会 (文化・コミュニティ施設等合議体)会議概要

開催日時 令和5年7月7日(金)13:00~16:00

開催場所 四街道市役所 分館2階 入札室

出席委員 篠原委員(会長)、北野委員(副会長)、福井委員、阿部委員、安井委員

欠席委員 なし

事務局 契約課:星課長、岩渕係長、橋本主任主事、影山主任主事

説明者 社会教育課:荒木課長、田島課長補佐、柳田主事

自治振興課:岩井課長、小川係長、高槻主任主事、須貝主事

管財課:中村課長、森田係長、近藤主事

 開催形態
 公開

 傍聴者
 0人

会議概要

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 諮問(指定管理者募集方法等審査依頼書をつけて諮問)
- 4 市長あいさつ
- 5 議事録署名人の選出(福井委員、阿部委員を選出)
- 6 指定候補者選定方法等について
- 7 議題

指定管理者の募集方法等の審査

- ①四街道市立公民館
- ②四街道市鹿放ケ丘ふれあいセンター
- ③四街道市文化センター
- 8 答申(指定管理者募集方法等審査結果通知書をつけて答申)
- 9 その他
- 10 閉会

議題 指定管理者の募集方法等の審査

①四街道市立公民館

社会教育課:(資料説明)

安井委員:協定書第25条第2項において「本施設の改修等により、本業務の全部

又は一部の実施ができなくなったときは、甲は、乙と協議の上、乙が当 該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減 額することができるものとする。」と記載がある。今回、旭公民館が修繕 工事を行うが、工事期間中の運営にかかる指定管理料はどのように算定 されているのか。

社会教育課:休館期間は貸館業務ができないため、必要な人件費が少なくなることもあ る。その場合は年度末に精算することとなる。

北 野 委 員: 仕様書に改修工事に伴う対応について記載があるが、このとおりということか。

社会教育課:仕様書に記載されている事項を指定管理者に実施してもらうこととなる。

安井委員: 仕様書に施設備品一覧が掲載されている。そのなかに車両類などの記載が あるが、これらは3公民館で使用しているのか。

社会教育課:一覧上部に記載しているとおり、市財務規則より抜粋しているものであり、 分類基準として掲載しているものである。一覧に掲載されているもの全て を、公民館で所有しているわけではない。

安井委員:指定管理に限定している資料ではないということか。

社会教育課:市が備品管理を行うにあたって使用しているものである。

阿 部 委 員:指定候補者選定評価表の点数内訳において、価格点が最高15点、最低9 点となっている。限度額よりも大きい額で提案されたらどうなるのか。

事 務 局:募集要項に指定管理料の限度額が記載されており、提案時の限度額からの 削減率に応じて点数を付ける項目となる。採点時は6割を基準とするため、 15点配点の価格点においては最低点が9点となるように設定している ものである。指定管理料限度額通りに提案することは指定管理者制度上認 められているため、その場合は最低点を付けることとなる。また、指定管 理料限度額より大きい金額での提案はできないため、選定時には9点から 15点の範囲で採点することとなる。

阿 部 委 員:限度額一杯が最低基準であるということか。

事務局: そのとおりである。

安 井 委 員:協定書の情報公開特記事項における、情報公開請求を受けたことはあるのか。

社会教育課:本業務において情報公開請求を受けたことはない。

安 井 委 員:提出を求められていないということは、当該施設管理文書はないということか。

社会教育課:施設管理文書は指定管理者が保有しているため、情報公開請求を受けた際 に指定管理者に提出させるということである。

篠 原 会 長:指定候補者選定基準において指定管理料の縮減の項目があるが、縮減した 分はどうなるのか。縮減した金額は市と指定管理者で折半することはない のか。

社会教育課:縮減された金額で協定を締結することとなる。

篠 原 会 長:縮減した額が指定管理者に入らないのであれば、縮減することはしない のではないか。

社会教育課:縮減努力をして提案してきた事業者に指定管理者となってほしいと考え ている。企業努力で削減した状態での提案を期待しているところである。

北野委員:選定評価表の配点について、公民館においては「3利用者に対するサービスの維持向上が図られること」が一番大きい配点であるが、この項目に重点を置いているということか。

社会教育課:そのとおりである。

北野委員:そのなかで「現状のサービスの維持」の方が配点が重くなっているのは、 現状のサービスができたうえで、新たなサービスの提案をしてもらいたい ということか。

社会教育課:そのとおりである。

篠 原 会 長:提案点2において「施設の利用に関し、不当な差別的取扱いが行われるお それがないこと」というのは、提案で判断するのか。

社会教育課:対策が明確になっているかどうかで判断することとなる。差別的な取扱いがないように考えながら運営をしてもらえる事業者を評価していただきたい。

安井委員:公民館自体が避難所と指名されたのは今年からなのか。

社会教育課:避難所に指定されたのは以前からである。最近は災害対策を強化する必要 があることから、指定管理者の仕様に避難所の運営について加えたところ である。

安井委員:何日分かの食料等についても保管することとなるのか。

社会教育課:市の危機管理室において防災計画や備蓄について対応している。

篠 原 会 長:他に意見等はあるか。なければ、四街道市立公民館に係る指定管理者募集 方法等について適否を審査する。

募集方法は「適当」とし、添付の資料に対しての付帯意見は「特になし」でよいか。

委員各位: 異議なし。

篠 原 会 長:確認のとおり(原案資料に基づき公募)決定し、審査結果通知書を作成する。

②四街道市鹿放ケ丘ふれあいセンター

自治振興課:(資料説明)

篠 原 会 長:管理運営経費が募集要項に記載されているが、インフレ等があった場合 金額の変更はできないのか。5年間で経済情勢が変更となった際に対応 は行うのか。

自治振興課:現指定期間である平成31年度から令和4年度においても、光熱水費や

電力等の高騰に伴い、補正予算及び変更協定にて指定管理料を増額した 経緯がある。次期指定期間においても、経済情勢が大きく変わった場合 には、指定管理料の見直しを行うことはある。

篠原会長:人件費も上がっている状況である。

自治振興課:人件費の上昇も加味し、指定管理料の限度額は算定しているところである。それ以上に人件費が上昇した場合には、変更協定にて対応することとなる。

安井委員:今回の指定管理料の限度額は70,560千円であるが、前回に比べ、上がっているのか。

自治振興課:前回の提案額と比較して増額となっている。

安井委員:公民館と比較しても、1つの公民館の約半額の額となっており、よくやっていると感じる。

福井委員:公民館と比べ職員の人数も違うのではないか。

自治振興課:職員の内訳については、嘱託職員が2名、臨時職員5名の計7名である。開館時間に1名配置できる体制としており、1名あたり週2,3日の4,5時間の交代勤務である。

安 井 委 員:仕様書の「9 物品の帰属等」において、100万円以上の重要物品として陶芸釜、ピアノ、絵画があるが、陶芸釜も所持しているのか。

自治振興課:陶芸釜については、ご自身で所持していたが、陶芸をもうやらなくなり、陶芸活動をされる方に役立ててほしいということで寄贈していただいたものである。

北野委員:市内施設は老朽化が進んでいるが、備品が壊れた場合はいくらまでは指 定管理者で負担し、いくらから市で負担するのか明確化していく必要が あるのではないか。

自治振興課:協定において、20万円以内の修繕・工事については指定管理者で対応 する。20万円を超えるものについては、市と指定管理者で協議のう え、主に市が支出し執行することとなる。

安井委員:20万円以内であれば、個別に対応するということか。

自治振興課:そのとおりである。20万円を超える修繕であれば、仕様に著しく支障をきたす場合がある。令和4年度には空調の不具合があったが、市で対応した。20万円以下の軽微や修繕については指定管理者で柔軟に対応することとなる。

安 井 委 員: 仕様書の備品一覧にビジネスキッチンがあるが、料理を行う団体がある のか。

自治振興課:公民館と異なり、料理をする団体が利用することはないが、備品として 所有している。

安井委員:使用目的はどのような位置づけか。

自治振興課:公民館はその場で調理をするサークルに貸館を行っているが、ふれあい センターは調理サークルや料理サークルに特化した調理場がないため、 用意しているものである。備品の貸し出しでビジネスキッチンを貸し出 しているという報告は聞いていない。

福井委員:5年前の選定時から変更があったことはあるか。

自治振興課:例えば、駐車場の街灯をLED化したり、空調の更新工事を行ったり、快 適な利用を促すように改善しているところである。

篠 原 会 長:他に意見等はあるか。なければ、四街道市鹿放ケ丘ふれあいセンターに係る指定管理者募集方法等について適否を審査する。 募集方法は「適当」とし、添付の資料に対しての付帯意見は「特になし」でよいか。

委員各位: 異議なし。

篠 原 会 長:確認のとおり(原案資料に基づき公募)決定し、審査結果通知書を作成する。

③四街道市文化センター

管 財 課:(資料説明)

北野委員:選定評価表の提案点3番について、新たなサービスを重点に置いて配点 しているが、現状のサービスを維持したうえでの新たなサービスとし て、どのような方策を求めるのか。

管 財 課:仕様書に3点ほど追加した項目があるが、その1点目として自主事業のなかで「共有スペースを有効活用し、文化振興の拠点となるように努めること。」という文言を追加した。文化センターの共有スペースに物が置かれており、利活用されていない現状を鑑み、指定管理者へ文化振興事業ができるように提案を求めるものである。

北野委員:以前レストランであったスペースはどのようになっているのか。

管 財 課:ホール棟の利用者の休憩場所や昼食場所として活用している。

北野委員:市内にNPO法人があるが、法人の事務所として活用できないのか。

管 財 課:政策推進課において「みんなで地域づくりセンター」の事務室を会館棟 の1階に備えており、そこで NPO 法人が業務を行っているところである。

安 井 委 員:今回の指定管理料の上限額は389,795 千円であるが、5 年前はどれほどであったか。

管 財 課:5年前は消費税が8%であったということもあり現在と状況が異なるが、前回の指定管理料限度額は消費税10%で計算すると346,935千円である。

安井委員:今回はすごく高額になったということではないということか。

管 財 課:そのとおりである。今回は、消費税を10%としたうえで、社会情勢の 影響で人件費や物価が上昇しているため、上昇分を見込んで指定管理料 が上昇している。

安井委員: 仕様書の管理物品の一覧でホール棟のスポットライトの個数が多いが、いつ購入したものか。

管 財 課:スポットライトの機器については設置当時のものであるが、ライトの電球を消耗品として交換しているところである。一覧のなかには昨年度購入したものも含まれている。毎年、必要なものを予算要望し予算を確保できたものについては、購入・更新している。

安井委員:管理物品に掲載されているもので、使用不可能なものはあるのか。

管 財 課:指定管理者から壊れた備品については逐次報告があり、それらは一覧から削除しているので、一覧に掲載されているものは使用できるものである。

篠原会長:他に意見等はあるか。なければ、四街道市文化センターに係る指定管理者 募集方法等について適否を審査する。 募集方法は「適当」とし、添付の資料に対しての付帯意見は「特になし」

でよいか。

委員各位: 異議なし。

篠 原 会 長:確認のとおり(原案資料に基づき公募)決定し、審査結果通知書を作成する。

答申後、閉会